

## 物品区分表の廃止に伴う運用変更について（案）

### 1. 令和元年意匠法改正による物品区分表の廃止

#### （1）改正概要

令和元年 5 月の意匠法改正により、現行意匠法第 7 条における、経済産業省令で定める「物品の区分により」の部分が削除され、意匠登録出願の方法については、経済産業省令に委任されることとなった。

#### 参考 意匠法第 7 条新旧条文対照表

| 改正後                                      | 改正前                                       |
|------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。 | 意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。 |

#### （2）背景

意匠法では、意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分によりしなければならないと規定されており（意匠法第 7 条）、これを受けて、意匠法施行規則別表第 1 では、約 2,400 の「物品の区分」が規定されている。同表に定める物品区分表は、登録が認められる物品の粒度の目安を示すことにより、出願及び審査を円滑化し、先行意匠調査等の審査の便宜を図るために設けられている。

物品区分表の区分と同程度の区分を記載していない出願については、意匠法第 7 条に規定する要件を満たしていないとして、物品自体が明確であっても拒絶理由の対象となる事例があり、権利化の遅延につながっている。

近年、現行法が制定された昭和 34 年と比べて格段に多様な新製品が次々と市場に流通するようになっており、随時の省令改正による物品区分表の更新では機動的に対応することが困難となっている。さらに、出願人からも、製品等の多様化に伴い、意匠に係る物品を現状よりも自由に選択したいという声が上がっている。

現状、意匠に係る物品の欄の記載が物品の区分表やその備考に従っておらず適切でないことによって拒絶理由の対象とされる意匠登録出願は年間 800 件を超えており、当該出願の補正手続によって特許庁、出願人の双方に多大な手続負担が生じていることを考えれば、これを見直すことは喫緊の課題である。

この課題に対し、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会で検討を重ね、報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」（2019 年 2 月、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会）（以下、「報告書」と記載）において、物品自体が明確である場合には、物品区分表の区分と同程度の区分を記

載していないことを拒絶理由の対象としないようにすべきこと、及び、物品区分表については、より機動的な見直しが可能となるよう、出願時に物品の区分を記載する際の参考となるような物品区分表に類するものを告示等で整備することを検討すべきことが報告された。

### （３）改正法の施行時期

公布の日（令和元年 5 月 17 日）から起算して、2 年を超えない範囲内において政令で定める日

## 2. 物品区分表の廃止に伴う運用変更の方向性について【審議事項】

### （１）概要

本意匠審査基準WGでは、一つの出願に含める意匠の内容が広範に過ぎるものとならないよう（ア）出願された意匠の物品等の用途及び機能の明確性の判断基準について検討する必要がある。

また、（イ）「出願時に物品の区分を記載する際の参考となるような物品区分表に類する告示等」（以下、「物品区分表に類する告示等」と記載）について、どのような点を考慮しつつ作成するかについても検討する必要がある。

なお、意匠登録出願は意匠ごとに出願し、一つの出願に二つ以上の意匠を含めてはならないとの要件に関する判断基準については、昨年（平成30年）に開催した意匠審査基準ワーキンググループにおいて、その明確化について検討し、当該検討結果に則した改訂意匠審査基準が、本年（平成31年）1月15日以降の審査に適用されている。他方、今般意匠法の保護対象が拡充され、第8条が規定する組物の意匠についての運用を見直す必要があること、及び、一意匠の考え方について、一層柔軟な対応を行って欲しいとの要望があることを踏まえ、次回以降開催する意匠審査基準ワーキンググループにおいて、組物の意匠の登録要件等と併せて、改めて対応の方向性について検討を行うこととしてはどうか。

### （２）改正意匠法に則した意匠審査基準等の改訂の方向性

#### （ア）意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性に係る判断基準

現行意匠法施行規則別表第一の物品区分表は、登録が認められる物品の目安を示すことにより出願手続の円滑化及び審査における先行意匠調査等の効率化を図るといふ、手続と審査の便宜のために設けられている。この物品の区分に該当しない物品について出願を行う場合は、同別表第一の備考2に、「この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。」としている。

例えば「花瓶」と記載すべきところ、「陶器」と記載した場合は、より広範な意匠の出願を認めたのと同じ結果を生じさせてしまうことから、現行制度においては、意匠法第 7 条に基づく拒絶の対象としている。

意匠の認定を容易なものとするためには、「意匠に係る物品」の欄の記載により、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が、明確に示されていることが望ましい。しかしながら、それらの中には、意匠に係る物品の欄に「陶器」と記載しているものの、願書のその他の記載（例えば、意匠に係る物品の説明の欄における、物品の機能、用途に関する説明）や、願書に添付された図面等を総合的に判断すると、「花瓶」であることが明らかである場合等も含まれている。

したがって、「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは十分に意匠登録を受けようとする意匠を特定することができない場合であっても、願書のその他の記載や願書に添付された図面等を総合的に判断することで、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定可能な場合は、意匠に係る物品等の明確性において、問題が無いものと取り扱うべきではないか。

なお、ユーザーが出願時に意匠の物品等の用途及び機能をどのような水準まで開示すれば、本要件を満たすこととなるかについて、意匠制度小委員会の報告書においては、「物品区分表については、より機動的な見直しが可能となるよう、出願時に物品の区分を記載する際の参考となるような物品区分表に類するものを告示等で整備することを検討すべきである。」と提言されている。

そこで、現行の意匠法施行規則別表第一の区分表を廃止した後は、ユーザーの出願の際の指針となるものとして、これに代わる「意匠に係る物品等の例」を策定し、周知することとしてはどうか。また、当該「意匠に係る物品等の例」については、市場における新製品等の出現状況に合わせ、必要に応じ、適時改訂を行っていくこととしてはどうか。

#### （イ）物品区分表に類する告示等の作成に関する考慮事項

物品区分表に類する告示等を作成するにあたっては、以下の各点を考慮することとしてはどうか。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）現行の物品区分表を基に、出願頻度に応じた入れ替えを行う             <ul style="list-style-type: none"> <li>①近年登録された意匠のうち、出願頻度の高いものを追加</li> <li>②過去 20 年間登録実績の無いものは原則削除</li> </ul> </li> <li>（２）意匠法改正による保護対象の拡充に則した物品名等を追加</li> <li>（３）各物品等の記載順序については、国際意匠分類（ロカルノ分類）のクラス順とする</li> <li>（４）日本語及び英語の両方の言語で公表する</li> <li>（５）製品等の出現状況に合わせ、必要に応じて改訂を行っていく</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### （３）意匠審査基準の明確化及び簡潔化を考慮した見直しの方向性

意匠審査基準上の一意匠一出願の章の改訂にあたっては、今回の法改正に則して、既存の概要欄の記載を修正するとともに、判断の基礎となる考え方を新たに明記することとしてはどうか。

具体的には、各項目について以下の方向で改訂を行ってはどうか。

#### （ア）概要

一意匠一出願の要件に係る章の冒頭に、当該要件の概要について、今回の法改正の内容に則しつつ、例えば以下のように記載してはどうか。

意匠法第 7 条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない旨を規定している。具体的な手続は意匠法施行規則に委ねており、同規則においては、複数の意匠に係る出願を一つの願書で行う手続を認めつつ、それぞれの出願には一つの意匠のみを含めること（一意匠一出願）を定めている。

一意匠一出願の要件は、一つの意匠について意匠権を一つ発生させることにより、権利内容の明確化及び安定性を確保するとともに、無用な紛争を防止するという、手続上の便宜及び権利侵害紛争上の便宜を考慮したものである。

他方、二以上の意匠を含む出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、一意匠一出願の要件を満たさない二以上の意匠について異なる意匠登録出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、一意匠一出願の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならない。このため、第 7 条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。このような事情に鑑み、審査官は、一つの出願に二つ以上の意匠を含んではならないとの要件について必要以上に厳格に判断することがないよう留意する。

上記の要件に加えて、同規則においては、一つの意匠権の内容が広範に過ぎるものとならないよう、意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件をも規定している。

審査官は、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かを判断するにあたり、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の欄の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断し、意匠登録を受けようとする意匠の物品等の用途及び機能を明確に認識できる場合は、この要件を満たしたものと判断する。

### (イ) 判断の基礎となる考え方

現行意匠審査基準の一意匠一出願の章においては、意匠登録出願が二以上の物品を表したものであるか否かの判断については、「51. 1. 2. 2. 1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断」の項において、基礎となる考え方を示している。

他方、意匠登録出願が経済産業省令が定める物品の区分によるものであるか否かの判断については、基礎となる考え方を明記していない。

そこで、同章の改訂にあたっては、今回の法改正の内容に則しつつ、物品自体の明確性の判断について、例えば以下のように、判断の基礎となる考え方を明記することとしてはどうか。

意匠登録を受けようとする意匠は、意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものでなければならないこととされている。

審査官は、出願された意匠について、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明である場合や、多数の物品等を含み得るような不明確なものである場合は、この要件を満たしていないと判断する。

審査官は、第 6 条が願書に記載する事項として規定する「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」は、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載で明らかにすることが原則である点に留意しつつも、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かについては、「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の記載及び願書に添付された図面等を総合して判断を行う。

**(ウ) 意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものの例**

意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性の水準について、判断の目安となるよう、意匠審査基準上、例えば以下のように、具体的な事例を記載することとしてはどうか。

**(1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、以下に該当するものの例**

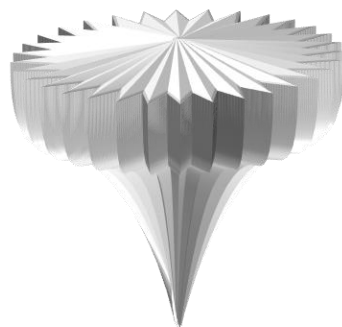
- a 意匠の属する分野において、日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）の一般的な名称として使用されていないもの  
（例：日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）以外の言語によるもの、一般的な名称として広く認識されるに至っていない省略名称、商標や商品名等の固有名詞を付したもの。  
ただし、日本語の場合、アルファベットによる略称表記（例、「LED」、「DVD」等）を含むものであっても、一般的な名称として使用されているものである場合には、問題のないものとして扱う。）
- b 用途及び機能を何ら認定することができないもの  
（例：「物品」、「もの」）

**(2) 願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の物品等の用途及び機能を、明確に認定することができないものの例****【事例 1】**

意匠に係る物品 「産業用部品」

意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

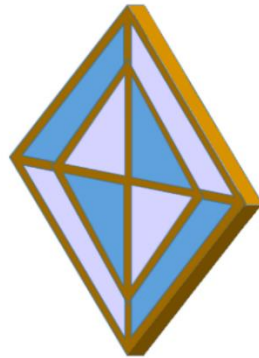
本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

### 【事例 2】

意匠に係る物品 「装飾部品」

意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、何を装飾するものであるのか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等を明確に認定することができない。

### 【事例 3】

意匠に係る物品 「支持フレーム」

意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、どのような目的で何を支持するものであるか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

**(エ) 意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものの例**

意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性の水準について、用途及び機能が明確なものの例についても、例えば以下のような事例を記載することとしてはどうか。

(1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

特許庁長官による告示「意匠に係る物品等の例」参照

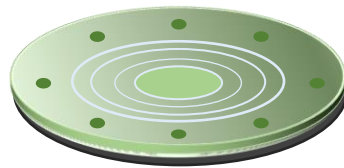
(2) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、出願された意匠の物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、用途及び機能を明確に認定することができるものの例

**【事例 1】**

意匠に係る物品 「食器」

意匠に係る物品の説明 「本願の物品は、食卓用皿である。」

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」の各欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

**【事例 2】**

意匠に係る物品 「履きもの」

意匠に係る物品の説明 (記載なし)

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

(オ) 意匠法第 3 条本文の拒絶理由にも意匠法第 7 条の拒絶理由にも該当する場合の取扱い

意匠法第 7 条は、意匠ごとにした出願に該当することを意匠登録の要件として定めたものである。この他の意匠法上の登録要件として、意匠法第 3 条の工業上利用可能な意匠であることがあるが、例えば、意匠に係る物品の欄に物品等の名称として概念的に確立していないものの名称が示されている場合のように、意匠ごとにした出願でもあり、工業上利用可能な意匠でもない場合、すなわち、意匠法第 3 条本文の拒絶理由にも意匠法第 7 条の拒絶理由にも該当する場合が考えられる。

このように、意匠法第 3 条本文と意匠法第 7 条のいずれにも該当する場合は、意匠法第 3 条本文の拒絶理由を通知することとしてはどうか。

(了)